

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年八月二十二日

秋田県規則第四十号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

秋田県知事 佐 竹 敬 久

改正後	改正前
<p>(貸付料) 第三百三十条の二 略</p> <p>2 前項の貸付料は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものをもつてその額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 秋田県行政財産使用料徴収条例（昭和三十九年秋田県条例第三十四号）第二条及び別表の規定を準用し、これらの規定により計算して得た額（この場合において、同表その他のものの項中「百分の四」とあるのは「百分の五」と、「百分の八・八を乗じて得た額」とあるのは「百分の十・三四を乗じて得た額」に、建物敷地の使用面積一平方メートルにつき一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の一・五四を乗じて得た額を加算した額（建物を貸し付けた場合において、当該建物の貸付けが消費税法別表第二第十三号に規定する住宅の貸付けに該当するときにあつては、一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の九・四を乗じて得た額に、建物敷地の使用面積一平方メートルにつき一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の一・四を乗じて得た額を加算した額）」と読み替えて適用するものとする。）</p>	<p>(貸付料) 第三百三十条の二 略</p> <p>2 前項の貸付料は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものをもつてその額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 秋田県行政財産使用料徴収条例（昭和三十九年秋田県条例第三十四号）第二条及び別表の規定を準用し、これらの規定により計算して得た額（この場合において、同表その他のものの項中「百分の四」とあるのは「百分の五」と、「百分の八・八を乗じて得た額」とあるのは「百分の十・三四を乗じて得た額」に、建物敷地の使用面積一平方メートルにつき一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の一・五四を乗じて得た額を加算した額（建物を貸し付けた場合において、当該建物の貸付けが消費税法別表第一第十三号に規定する住宅の貸付けに該当するときにあつては、一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の九・四を乗じて得た額に、建物敷地の使用面積一平方メートルにつき一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の一・四を乗じて得た額を加算した額）」と読み替えて適用するものとする。）</p>

3
略

3
略

附 則

この規則は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日（令和五年十月一日）から施行する。